

令和7年度実施施策に係る政策評価結果の概要

No.	政策の名称	政策評価結果	判断根拠
1	【施策1目標1-1】 地球温暖化対策の計画的な推進による脱炭素社会づくり	③相当程度進展あり	【温室効果ガスの排出状況】 ○令和6年度の我が国の温室効果ガス排出量及び森林等の吸収源対策による吸収量の合計は、約9億9,400万トンで、令和5年度比で1.9%の減少、また平成25年度比では28.7%の減少となった。これは基準年である平成25年度以降の最低値であり、初めて10億トンの大台を下回った。令和5年度からの排出量減少の主な要因としては、製造業の生産量の減少によるエネルギー消費量の減少や電源の脱炭素化の進展（電源構成に占める再生可能エネルギーと原子力の合計割合が3割超え）等が挙げられる。これは、2030年度目標に向けた進捗としても、年度ごとに多少の振れ幅はあるものの、全体としての減少傾向は継続しているが、2050年ネット・ゼロ及び各年度の削減目標の実現に向けて、引き続き、地球温暖化対策計画等に基づき、あらゆる対策・施策を総動員しながら、政府一丸となって取り組んでいくことが必要。 【代替フロン等4ガスの排出抑制】 ○令和6年の代替フロン等4ガスの排出量は令和5年比で4.8%減となった。これは、オゾン層保護法に基づく生産量・消費量の規制、フロン排出抑制法に基づく低GWP（地球温暖化係数）冷媒への転換推進、機器使用時・廃棄時の排出対策等による効果と考えられる。 【吸収源による温室効果ガスの排出抑制】 ○令和6年度の森林等の吸収源対策による吸収量の実績は約5,230万トンで、令和5年度比で約2.9%の減少となった。 今後は、吸収源としての期待が大きい沖合のブルーカーボンやCO2吸収型コンクリートなどの新たな吸収源対策の取組を加速し、CO2吸収源対策の拡充を推進する。 【デコ活応援団（官民連携協議会）参画者数（企業、自治体、団体等）】 ○デコ活応援団について令和6年度を上回る約3,000以上の企業、自治体、団体等が参画しており、引き続き、参画者数の増加、協議会の取組の拡大に努める。 上記根拠より、地球温暖化対策の計画的な推進による脱炭素社会づくりについて相当程度進展したと考える。
2	【施策1目標1-2】 世界全体での抜本的な排出削減への貢献	④進展が大きい	【二国間クレジット制度（JCM）等を通じた累積の国際的な排出削減・吸収量】 ○排出削減・吸収量は着実に積み上がってきているが、R6年度からの積み上げについて、顕著な増加はなかった。 【パリ協定や、各国への連携、支援の進展状況】 ○気候変動交渉において、令和7年度は日本から計6本の正式なサブミッションを提出した。 ○ASEAN諸国等に対し、長期戦略・削減目標の策定、企業による排出量算定・報告の制度構築、隔年透明性報告書(BTR)の作成等のための支援を実施し、パリ協定の実施に向けて貢献した。 ○温室効果ガス観測技術衛星「いぶき」（GOSAT）及び「いぶき2号」（GOSAT-2）による17年にわたる継続観測によって得られた観測データは、多数の学術論文に用いられており、令和7年度までに累計で856本の論文が発表された。 ○当該GOSATシリーズを用いた温室効果ガス排出量推計技術の国際展開を図り、令和7年度までに中央アジアの5か国において協定の締結を行った。 「世界全体での抜本的な排出削減への貢献」の達成に向けて、特に「JCM等を通じた累積の国際的な排出削減・吸収量」において、一層の進展が求められる状況にあるため、総合的に「進展が大きい」と考える。
3	【施策1目標1-3】 気候変動の影響への適応策の推進	③相当程度進展あり	【気候変動影響評価及び適応計画進捗把握】（測定指標3） 法に定められた気候変動影響評価の実施及び気候変動適応計画の進捗の把握のために以下の取組を行った。 ○令和8年2月に最新の気候変動影響評価報告書を公表した。 ○気候変動適応計画の実施による気候変動適応の進展の状況をより的確に把握し、及び評価する手法を確立するため、「令和7年度気候変動影響評価等に関する調査・検討等業務」を実施し、様々な分野の学識経験者らからなる気候変動適応策のPDCA手法検討委員会において「気候変動適応計画における気候変動適応の進展把握・評価に係る最終報告書（案）」の検討を行った。 【地域における適応の推進】（測定指標1、測定指標2） ○令和7年度に全都道府県が地域気候変動適応センターを設置し目標を達成した。 ○地方自治体の地域気候変動適応計画の策定及び地域気候変動適応センターの確保を支援するため、情報提供等を行った。結果、令和8年5月現在、全ての都道府県・政令指定都市、71の中核市・特例市が地域気候変動適応計画を策定した。令和7年度に新たに1県が地域気候変動適応センターを確保したことから、これで全都道府県に地域気候変動適応センターが設置された。 ○法第14条に基づく「気候変動適応広域協議会（全国7ブロック）」において、令和4年度に策定したアクションプランの実装に向け、引き続き検討を行った。 【国際協力】（測定指標4） 法第27条にあるとおり、開発途上国に対する気候変動適応に関する技術協力を推進するため、以下の取組を実施した。 ○令和7年度は9か国において、各国政府関係者と協議し、当該国内の適応計画に関する政策の遂行（ニーズ調査、適応計画策定、影響評価、適応事業化、モニタリング等）に係る技術協力を実施した。 ○「アジア太平洋適応情報プラットフォーム（AP-PLAT）」を活用し、アジア太平洋地域の国々への情報提供と人材育成を行った。 以上のことから、気候変動の影響への適応策の推進について、相当程度進展ありと考える。
4	【施策2目標2-1】 オゾン層の保護・回復	③相当程度進展あり	測定指標については、R7年度の値が集計中であるためR6年度の値に基づき評価を行い、以下のことから、オゾン層保護・回復について、相当程度進展ありと考える。 【測定指標1】 ○モントリオール議定書に基づく削減計画では、新規のハイドロクロロフルオロカーボン（H C F C）の消費量は令和2年時点で基準年の100%減とすることとなっているところ、我が国は令和2年時点で100%の削減を達成した。 【測定指標2】 ○平成14年より施行されたフロン回収・破壊法（現「フロン排出抑制法」）によりフロン類の製造から廃棄までのライフサイクル全体の包括的な規制に取り組み始めたが、機器廃棄時のフロン類の回収率は10年以上3割程度に低迷した状況を踏まえ、令和元年度に同法を改正し、令和2年4月に施行した。施行後は改正フロン排出抑制法の周知徹底のため、冷凍空調機器の管理者や廃棄物・リサイクル事業者、解体業者、充填回収業者に向けて、オンライン説明会の開催やパンフレット・チラシの作成・配布、解説動画の公開等を行い、フロン類の回収率の向上及び排出量の削減に努めた。特に、管理者や充填回収業者等に対する指導・監督を担う都道府県に対しては、担当者向け研修会の開催や必要な情報提供等の支援を行い、自治体におけるフロン排出抑制法の適切な施行に努めた。
5	【施策2目標2-2】 地球環境保全に関する国際連携・協力	③相当程度進展あり	【多国間協力】 ●持続可能な開発目標（SDGs）の実施、UNEP SDGsの国内における理解の浸透と取組の促進のため、国の役割として、多様なステークホルダーにおける先進的な取組を共有する場として平成28年に設置したステークホルダーズ・ミーティングを、令和7年度にも開催し、SDGsに取り組む先進的な自治体等の事例を共有するとともに、関係者のネットワーク強化にも取り組んだ。また、国連環境総会（UNEA）6及び7において、シナジー促進に関する決議案を日本政府から提案し、採択されるとともに、シナジー促進のための拠出金をUNEPに拠出することで加盟国におけるシナジー促進のためのワークショップや優良事例収集等を行った。 ●G7/G20 G7トロントエネルギー・環境大臣会合及びG7カナナスキスサミット、並びにG20環境・気候持続可能性大臣会合（南アフリカ（ケープタウン））及びG20ヨハネスブルク・サミットにおいて、気候変動や生物多様性、資源効率・循環経済、汚染などの環境・気候分野に関する各国のコミットを盛り込んだ成果文書の取りまとめに向けて、我が国としても積極的に議論に関わることで、世界の環境政策を前進させることに貢献した。 ●OECD 経済協力開発機構拠出金を通じOECDとの協働により得られた知見や、国際連携戦略推進費を通じて把握した各国・国際機関のポジション及び国際的な議論の動向を、多国間協力及び2国間協力の場における各種交渉に活用することにより、アメリカ、EU、カナダなどとの環境・気候の分野で連携を強化することができ、G7、G20、UNEAといった多国間協議の場において持続可能な開発や環境保全の国際的議論をリードすることができた。 ●TEMM 2025年9月に開催された第26回日韓三カ国環境大臣会合（TEMM26）において各国の環境政策等に関する意見交換、TEMM22で採択された三カ国共同行動計画のレビュー、2026年から2030年までの新たな三カ国共同行動計画の採択などが行われた。 ●日ASEAN 2025年9月に開催された第3回日ASEAN環境気候変動閣僚級対話において、共同声明を採択し、本会合を今後は継続的に開催することを確認した。また、「日ASEAN気候環境戦略プログラム（SPACE）」を改訂し、日ASEANの環境気候変動分野における協力を更に深めていくことに合意した。 【二国間協力】 ●アメリカ 2025年度は、青山環境副大臣とゼルディン環境保護庁長官が、G7トロントエネルギー・環境大臣会合に出席するため訪問したトロント（カナダ）で会談し、重要鉱物、プラスチック対策等環境分野における意見交換を行い、引き続き緊密に連携していくことを確認した。また、石原環境大臣とゼルディン環境保護庁長官によるバイ会談では、日米の環境分野での取組について意見交換を行った。 ●EU 2025年度は、浅尾環境大臣が、環境・強靱な水資源・競争力のある循環経済担当のジェシカ・ロズウォール欧州委員と会談し、環境分野における意見交換を行い、今後も緊密に連携していくことを確認した。同会談にて、日EUグリーン・アライアンスの更なる推進に向け、「日EU循環経済に関するワーキンググループ」を正式に立ち上げた。そのほか、石原環境大臣は、ブラジル・ベレンで開催されたCOP30の出席の際に、ウォブケ・フックストラ気候行動担当欧州委員とバイ会談を行い、気候変動分野での連携の重要性を確認した。さらに、日EU気候高級事務レベル会合を開催し、両者の間の協力を深化させることに合意した。 ●カナダ 2025年度は、青山環境副大臣とカナダのモリー・ジョンソン環境・気候変動副大臣が、G7トロントエネルギー・環境大臣会合に出席のため訪問したトロント（加）で会談を行い、気候変動、シナジー推進、プラスチック対策等の重要課題について意見交換した。 ●アジア各国 2025年6月にモンゴル国環境・気候変動省と、2026年3月にウズベキスタン共和国国家エコロジー気候変動委員会と環境政策対話等を実施し、今後も二国間における環境協力を強化していくことに合意した。また、モンゴル国環境・気候変動省、ラオス人民民主共和国農業環境省、カザフスタン共和国エコロジー・天然資源省、パングラデシュ人民共和国 環境森林気候変動省、カンボジア王国環境省との間で環境協力に関する覚書等を締結した。 以上のことから、地球環境保全に関する国際連携・協力について、相当程度進展ありと考える。

6	【施策2目標2-3】 地球環境保全に関する調査研究	②目標達成	○地球環境保全試験研究費について、外部有識者により構成される評価委員会が業務終了翌年度に実施する事後評価（5点満点）において、4点以上を獲得した研究開発課題数（4点以上の課題数/全評価対象課題数）の過去5年間の平均を実績値として、目標達成度を測定している。令和3年度～令和7年度の平均は89%で目標は達成された。 ○各種研究調査の推進・成果等の情報提供の進捗状況については、得られたデータや知見等について、「気候変動適応計画」の策定、IPCCの各種報告書、COPにおける交渉等に活用されており、施策の目標は達成されている。
7	【施策3目標3-1】 大気環境の保全	③相当程度 進展あり	○【全国の一般環境大気測定局及び自動車排出ガス測定局における大気汚染に係る環境基準達成率】（指標1・指標2）全国の大気環境基準の達成状況について、光化学オキシダントは環境基準達成率が依然として極めて低いまま推移している。令和3年度に初めて環境基準達成率100%を達成した微小粒子状物質（PM2.5）は令和4年度以降も高い環境基準達成率を維持しており、一時的な濃度減少ではないことが確認できる。その他の大気汚染物質についても、高い達成率の維持を継続している。 ○【大都市地域における自動車排出ガス測定局における大気汚染に係る環境基準達成率】（指標3）自動車NOx・PM法対策地域内の二酸化窒素の令和6年度の環境基準達成率は、令和元年度以降、二酸化窒素、浮遊粒子状物質とも、一般局、自排局ともに100%を達成し続けている。 ○【我が国の降水pHの加重平均値】（指標4）我が国の降水のpHは継続して緩やかな改善がみられるものの、引き続き酸性化した状態にある。 ○【アスベスト大気濃度調査】（指標5）建築物解体現場等42地点において石綿による大気汚染の状況を調査したが、一般大気環境において石綿繊維数濃度が1本/Lを超えた地点はなかった。 ○【解体等工事に係る事前調査結果報告件数】（指標6）事前調査結果の報告はR4年度から義務化されたものであり、制度が浸透してきたことで報告件数が増加している。 ○【環境目標値の設定または再評価を行った有害大気汚染物質数】（指標7）優先取組物質について、科学的知見を収集・検討し、健康リスク評価を順次進めているものの、環境目標値の設定・見直しには至らなかった。 ○【水銀大気排出量】（指標8）最新の水銀大気排出インベントリの大気排出量の推計値は、前年度より小さかった。 ○【国内及び東アジア地域における酸性雨・黄砂に係るモニタリングデータの把握・共有】（指標9）酸性雨及び黄砂のモニタリングデータを関係諸国に共有し、対策を国際的に議論するための基礎データとすることにより、東アジアの大気環境の改善に貢献した。 ○【放射性物質に係る環境汚染の防止】（指標10）国内の各測定所において測定している空間放射線量率の数値は極めて低い状況を維持していることを確認している。
8	【施策3目標3-2】 大気生活環境の保全	④進展が 大きくない	○（測定指標1）騒音に係る環境基準の達成状況は、各年度での測定件数の違い等を考慮する必要があるものの、近年は緩やかな改善傾向にあり、令和6年度の環境基準の達成状況は90.3%となっている。 ○（測定指標2）自動車騒音（道路に面する地域の騒音）については、各年度での評価対象としている住居等の違い等を考慮する必要があるものの、近年は緩やかな改善傾向にあり、令和6年度の環境基準の達成状況は95.6%となっている。 ○（測定指標3）航空機騒音については、各年度での測定件数の違い等を考慮する必要があるものの、近年横ばい傾向にあり、令和6年度の環境基準の達成状況は86.1%となっている。 ○（測定指標4）新幹線鉄道騒音については、令和6年度の環境基準の達成状況は43.7%となっており、やや達成率が減少しているものの、各年度での測定件数の違い等を考慮する必要があるほか、75dB対策をはじめ音源対策を中心とした対策は着実に進められている。 ○（測定指標5）振動に関する苦情件数は、令和2年度に新型コロナウイルス感染症の拡大に伴うライフスタイルの変化を一因として、大きく増加したが、その後、横ばい傾向である。 ○（測定指標6）悪臭に関する苦情件数は、14年連続で減少傾向であったが、平成30年度以降増加傾向に転じ、令和2年度に大きく増加、その後は減少傾向である。上記のとおり、個々の測定指標の傾向は概ね改善傾向にあるものの、一部測定指標については、横ばい又は減少傾向にあることから、総合的に判断し「進展が大きい」とした。
9	【施策3目標3-3】 水環境の保全（海洋環境の保全、東日本大震災に関する環境放射線モニタリングを含む。）	③相当程度 進展あり	○健康項目全体(27項目【測定指標1】)の環境基準達成率（令和6年度）は99.1%で、主要な測定指標はほぼ目標値に近い。なお、基準値超過の主な原因は、自然由来が最も多い。 ○生活環境項目（BOD/COD）の環境基準達成率（令和6年度）は、河川93.9%【測定指標2】、湖沼50.8%【測定指標3】、海域78.2%【測定指標4】、全体88.6%【測定指標5】であった。河川はほとんどの地点で環境基準を達成しており、概ね目標値に近い。湖沼は70年代からは大幅に改善したものの、依然として達成率が低い状況にある。 ○地下水の環境基準達成率(令和6年度)は94.4%と概ね目標値に近い。【測定指標6】 ○閉鎖性海域における窒素及びりん的环境基準達成率（令和6年度）は、東京湾100%、伊勢湾85.7%、大阪湾100%、瀬戸内海（大阪湾を除く）96.5%であり、窒素及びりんが総量削減の対象項目として追加された平成13年度（東京湾50%、伊勢湾57%、大阪湾33%、瀬戸内海（大阪湾を除く）98%）と比べて着実に改善してきている。 【測定指標7】 ○地盤沈下監視（のための水準測量）が実施された地域が毎年異なるため、実績値は年によって変動するものの、令和6年度は88.9%であり、依然として地盤沈下が生じている地域がみられる。【測定指標8】 ○水道水質基準達成率（令和5年度）は99%で概ね目標値に近い。また、水道水におけるPFOS・PFOAについて食品安全委員会の評価結果等を踏まえて水質基準を定めた（令和8年4月1日施行）。【測定指標9】 ○環境中の放射性物質の濃度等基礎的情報を計画通り収集・蓄積し、迅速に発信することで、被災地及び周辺地域の国民の不安解消と復旧・復興に有効に寄与している。【測定指標10～13,16】 ○海洋投入処分の許可制度の適正な施行や、陸上で発生した廃棄物の陸上処理の推進により、陸上で発生した廃棄物の海洋投入処分量は減少傾向にあり、平成30年度以降はゼロを達成している。【測定指標14】 ○水環境の悪化が顕著なアジア地域等において、我が国の水環境行政に係る経験や技術の共有等を図ることで、当該地域における水環境ガバナンスの強化に資するとともに、我が国企業が有する優れた水処理技術の海外展開を促進するなど、国際的な水環境問題の解決に寄与している。【測定指標15】 ○プラスチックを含む海洋ごみに関する実態把握・モニタリングとその調査結果の公表や、各種ガイドラインの整備・普及、関連する調査研究の支援とシンポジウム等を通じた情報提供を通じて、海洋環境の保全に資する実態把握と情報発信が着実に進展している。【測定指標17】 上記の通り、一部の公共用水域における生活環境項目の環境基準達成率等の測定指標において一層の改善が求められる一方、健康項目全体の環境基準達成率や、その他水環境の保全に係る測定指標の実績値等で進展が見られることを踏まえ、総合的に判断し、「相当程度進展あり」とした。
10	【施策3目標3-4】 土壌環境の保全	③相当程度 進展あり	○施行状況調査の結果、土壌汚染対策法の適切な運用により、【要措置区域における措置の実施率】（測定指標1）は96.8%(令和6年度末)であり、概ね高い達成率となっているため。なお、措置の実施率の算出に用いる措置実施区域数については、平成27年度から、「措置を実施中の区域数」を追加している。 ○ダイオキシン類土壌汚染対策地域（以下「ダイオキシン類対策地域」という。）として指定された6地域全てにおいて、対策計画に基づく対策が平成27年度までに完了しており、平成26年度以降はダイオキシン類対策地域として指定された地域もなく、【ダイオキシン類土壌汚染対策地域の対策完了率達成率】（測定指標2）が100%を維持できているため。 ○土壌環境基準等の設定・見直し等として、2物質について分析方法の検証を行ったことから、【土壌環境基準等の設定・見直し等に係る調査等の事業の実施件数】（測定指標3）である2件を達成できているため。
11	【施策3目標3-5】 ダイオキシン類・農薬対策	③相当程度 進展あり	測定指標1、3、6、7で目標を達成しており、また、測定指標2、4、5については、目標は達成されなかったものの、概ね目標に近い実績であったことから、③相当程度進展ありと判断した。 ○【ダイオキシン類排出総量】（測定指標1）令和6年度のダイオキシン類排出総量は、ダイオキシン類を排出する事業者における、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく排出基準の遵守等の取組により、当面の間の目標量を下回っている状況であり、削減目標の達成が確認されるとともに、減少の一途を辿っている。 ○【水域の生活環境動植物の被害防止に係る登録基準の設定及び設定不要と評価した農薬数】（測定指標2）について、目標値に対する達成率は99.4%であり、概ね目標に近い実績である。 ○【ダイオキシン類に係る環境基準達成率】（測定指標3～7）令和6年度の全国の環境調査結果では、大気・地下水・土壌は100%、その他も概ね環境基準を達成している。
12	【施策4目標4-1】 国内及び国際的な循環型社会の構築	③相当程度 進展あり	令和5年度においては、入口側及び出口側の循環利用率は横ばい傾向にあるが、資源生産性、循環型社会ビジネス市場規模においては長期的に増加傾向であり、廃棄物最終処分量も長期的には目標値の達成に近づいている。また、焼却設備、リサイクル設備、浄化槽等の輸出額についても、R5年度時点でR7年度目標値まで増加しており達成済。
13	【施策4目標4-2】 各種リサイクル法の円滑な施行によるリサイクル等の推進	④進展が 大きくない	・令和7年度の実績値については、全ての指標について現在調査・集計中である。 ・容器包装リサイクル法における分別収集量については、概ね計画値通りに推移したが、ガラス製容器については横ばいの計画値に対して収集量が16千トン減少した。（測定指標1） ・家電リサイクル法における回収率については、令和6年度は66.9%と減少傾向にあるが、目標年度での目標値の達成に向けて見込みである。（測定指標2） ・食品リサイクル法については、令和5年度における再生利用等実施率は、外食産業は前年から増加しており、食品卸売業は前年から減少。また、食品製造業は前年と同じで食品小売業は増加しており、いずれも目標は達成している。（測定指標3） ・建設リサイクル法については、建設副産物実態調査（国土交通省）によると、平成30年度の特定建設資材（建設発生木材）の再資源化等率は96.2%であり、平成30年度の目標値（95.0%）を達成している。現在は、令和6年度の目標値（97%）の達成状況について国土交通省において調査が進められている。なお、目標値は各年度で設定しておらず、実績の調査は5年ごとに行っている。（測定指標4） ・自動車リサイクル法については、自動車破砕残さ（シュレッダーダスト）、ガス発生器（エアバッグ類）のいずれも目標値を大幅に上回る再資源化が実施されている。（測定指標5） ・小型家電リサイクル法については、使用済小型電子機器の年間回収量の実績は令和2年度に約10万トンまで増加したが、直近では減少傾向にある。令和6年度は目標の14万トンには達しなかったが、約8.7万トンを回収した（測定指標6） ・使用済プラスチック及び容器包装等のリサイクル率は昨年度から横ばいであった。熱回収を含めた有効利用率については、2.1ポイント上昇し、目標値達成に向けて着実に進展している。なお、レジ袋の有料化等の排出抑制措置により、例えば、レジ袋の辞退率は業界団体のデータによるとスーパーマーケットでは76.9%、コンビニエンスストアでは75.9%であり、また、レジ袋の国内流通量は有料化実施前と比較して半減している。（測定指標7,8,9） ・バイオマスプラスチック類の製品重量については2.8万トン上昇し、目標達成に向けた進展が見られたが、容器包装等の排出量の累積削減率については横ばい、国内樹脂製品消費量及び加工ロス量に対する再生樹脂投入率については0.7ポイント減少した。（測定指標8,10,11）
14	【施策4目標4-3】 一般廃棄物対策（排出抑制・リサイクル・適正処理等）	③相当程度 進展あり	・現時点において、一般廃棄物の排出量及び一般廃棄物の最終処分量は、このまま推移すれば目標を達成する見込みである。一般廃棄物焼却炉からのダイオキシン類の排出量は、当面の間の目標量を達成した。 ・リサイクル率については、平成7年度の約10%から平成19年度の約20%まで向上したが、以後、ここ数年間横ばい状態が続いており、目標値に到達していない。 ・廃棄物エネルギーを外部に供給している施設の割合については、施設の集約化等の取り組みの結果、発電設備を有する施設が着実に増加しており、目標達成見込み。 ・長期広域化・集約化計画を策定した都道府県の割合については、長期広域化・集約化計画の策定を令和6年3月付けの通知にて、令和9年度末までに策定を求めている。令和8年3月時点で策定された都道府県は1件であるものの、都道府県ヒアリングや当該計画を策定する支援業務の活用状況から、大半の自治体が目標年度であるR9年度の策定に向けて着実に検討を進めている。

15	【施策4目標4-4】 産業廃棄物対策（排出抑制・リサイクル・適正処理等）	③相当程度 進展あり	・産業廃棄物の排出量は既に目標達成しており、ますますな進展がみられるが、最終処分量は微減傾向であり、令和12年度の目標達成に向け引き続き取り組む。 ・産業廃棄物の出口側の循環利用率はすでに目標達成しており、引き続き令和12年度までますますの発展に取り組む。 ・産業廃棄物の最終処分場の残余年数は既に目標達成しており、引き続き令和12年度まで維持していく。 ・指標4，5については、届出された全ての高濃度PCB廃棄物の処理をJESCOにて令和8年3月末に完了し、目標としていた令和7年度までの全量処理を達成した。 ・産業廃棄物処理委託量に対する電子マネーフェストの捕捉率は、令和12年度の目標達成に向けて着実な進展が見られる。 ・指標8，9については、すでに目標達成しており、引き続き令和12年度まで維持していく。
16	【施策4目標4-5】 廃棄物の不法投棄の防止等	③相当程度 進展あり	・クリアランス物のトレーサビリティが確保されており、目標を達成している。 ・不法投棄関係について、「年度末における特定支障除去等維持事業の完了件数（件）」は目標を達成し、「産業廃棄物の不法投棄の新規発生件数（件）」は概ね目標を達成している。 なお、当該指標については、R7年度の実績値は集計中であるため、R6年度の実績値で判断した。
17	【施策4目標4-6】 浄化槽の整備によるし尿及び雑排水の適正な処理	④進展が大 きくない	・所定の目的を達成するために循環型社会形成推進交付金等の補助金交付を前年から引き続き実施し、令和6年度の浄化槽人口普及率が前年度と比較して1.1ポイント上昇した。一方、目標値に対する令和6年度の実績値は約－10ポイントと達成に至らなかった。
18	【施策4目標4-7】 大規模災害等の教訓を踏まえた災害廃棄物対策	③相当程度 進展あり	測定指標1，2，3において令和6年度目標達成（令和7年度は調査前）。測定指標4，5においては進展があったものの令和6年度目標未達（令和7年度は調査前）。 測定指標4，5については、後述する廃棄物処理法改正案により自治体への支援体制強化を図ることとしており、措置予定の専門支援機関を活用することで、目標年度（令和12年度）の目標値は達成の見込み。
19	【施策5目標5-1】 基盤的施策の実施・国際的取組	③相当程度 進展あり	<生物多様性に関する各界各層への普及啓発>（指標1、指標2、指標5） ・約80%の国民が生物多様性の保全に貢献する何らかの取組の実施意向を持っているほか、50%以上の国民が生物多全につながる活動を既に実施しているが、いずれも基準値を下回った。基準値を下回ったものの、以下2つの取組等により、目標達成に向けて着実に進展している。 ・環境省が事務局である「2030生物多様性枠組実現日本会議（J-GBF）」において、多様なセクターと連携・協働し、生物多様性の主流化に向けた取組を進めた。J-GBFの構成団体を通じて「ネイチャーポジティブ宣言」の発出を呼びかけた結果、令和6年度末で699件だった宣言数が、令和8年4月末時点には1,100を超えるまでに急伸した。 ・環境省、農林水産省、経済産業省、国土交通省の4省連名で策定した「ネイチャーポジティブ経済移行戦略」を踏まえ、令和7年7月に同戦略のロードマップを策定した。これに基づき、企業のネイチャーポジティブ経営への移行参画を促進するため、自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）やネイチャーポジティブ経営等に係るワークショップ開催、開示支援モデル事業のほか、TNFDとの共同研究や関連資料の翻訳等を実施。これまでのところ、TNFDのアダプター企業数は我が国が222社（令和8年4月時点）と世界最多となっている。 <衛星植生図の整備割合> ・衛星植生図について、令和7年度から整備を開始した。令和7年度に日本全域の衛星画像データの収集と前処理を完了し、四国や沖縄などを対象とした整備を進めた（計約20%）。 <生物多様性地域戦略の策定市区町村の割合> 生物多様性地域戦略については、令和8年1月時点で47都道府県及び187市区町村（政令指定都市含む）合計234の地方公共団体において策定されている。 <生物多様性保全に係る国際的取組の状況> 以下の国際会議への参加等を通じて我が国の取組や知見を発信し、世界の生物多様性の保全に貢献した。 ・IPBES（生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学-政策プラットフォーム）に係る情報に関して、国内連絡会を通じて専門家・関係省庁等に共有するとともに、第12回総会結果報告会やシンポジウム等を通じて一般市民にも共有した。 ・昆明・モントリオール生物多様性枠組の実施に向けた生物多様性条約の補助機関会合等に参加し、同枠組のレビューメカニズム等に関する交渉を行った。 <生物多様性国家戦略の進捗状況の点検・評価の実施> ・令和4年12月に採択された生物多様性に関する世界目標である「昆明・モントリオール生物多様性枠組」を踏まえ、令和5年3月に「生物多様性国家戦略2023-2030」を閣議決定した。同戦略の実施状況の中間評価及び生物多様性条約の国別報告書の作成・提出に向けて、我が国の生物多様性及び生態系サービスの総合評価に関する検討を行い、2030年ネイチャーポジティブの実現に向けた方向性等を示す中間提言を有識者検討会において取りまとめ、令和7年10月に公表した。また、同提言等を踏まえ、国家戦略の実施状況の中間評価及び国別報告書を取りまとめ、令和8年2月に公表・提出した。
20	【施策5目標5-2】 自然環境の保全・再生	③相当程度 進展あり	新規指定及び大規模拡張、公園計画の見直しを実施した国立・国定公園数については、令和7年度は上信越高原国立公園（草津・万座・浅間地域）の公園計画の見直し、並びにニセコ積丹小樽海岸国定公園の公園区域及び公園計画の見直しを実施した。 自然共生サイトの認定件数については、令和8年度中に500件以上を目標としていたところ、令和7年度末時点で569件を認定しており、目標を大きく上回るペースで認定が進んでいる。 我が国の陸域における保護地域及び0ECMの占める割合については、令和7年8月時点で21.0%と前年度から0.5%増加しているところで、目標達成に向けて引き続き取組を進める必要がある。 我が国の管轄水域内における海洋保護区及び0ECMの割合については、令和7年8月時点で13.3%と前年度と同じ状況で、引き続き検討を進める必要がある。 上記を総合的に判断し、本施策の評価は相当程度進展ありとした。
21	【施策5目標5-3】 野生生物の保護・管理	③相当程度 進展あり	<絶滅危惧種の生息状況等の調査による現状把握と希少野生動植物種の保護増殖による種の保存>（測定指標1，2） ・種の保存法に基づく国内希少野生動植物種について、令和7年度は新たに追加指定はなかった。後述の絶滅危惧種数も踏まえ、測定指標1は12.8と算定されたが、年度毎の目標値を設けておらず、現時点での達成状況は評価していない。 ・レッドリストについては、令和8年3月に、第5次レッドリストのうち、鳥類及び爬虫類・両生類について公表した。当該分類群における絶滅危惧種の種数は、第4次レッドリストから22種増加して204種となり、最新の環境省レッドリスト全体における絶滅危惧種の種数は、第4次と第5次レッドリストを併せて、3,587種となった。なお、第5次レッドリスト（鳥類及び爬虫類・両生類）においては、タンチョウやアマミヤマシギ等、これまでの保全活動の成果によって個体数が回復し、絶滅危惧種から除外された種がある一方で、ハマシギやニホンシギメ等、かつては全国に広く普通に分布していた種が、生息環境の悪化等により、新たに絶滅危惧種と判定された例もあった。また、当年度において新たに絶滅と評価された種はなく、測定指標2は100となり年度毎目標を達した。 ・国内希少野生動植物種のうち積極的に個体数を維持・回復する必要がある種については、保護増殖事業計画を策定している。令和8年3月までに指定された国内希少野生動植物種458種のうち、79種について保護増殖事業計画が策定されており、生息・生育状況の把握や環境の改善、動植物園等と連携した生息域外保全に取り組んでいる。 ・例えば、トキの保護増殖事業では、佐渡における野生復帰が順調に進んだことから、複数の地域個体群の形成に向け、事業区域を全国へと変更するなど、保護増殖事業の取組を着実に推進した。また、動物園等と連携して生息域外保全に取り組んでいるミヤコカナヘビやハカタスジシマドジョウでは、飼育・繁殖の技術開発が進み、野生復帰の取組に向けた検討が進んでいる。 <鳥獣の適切な保護・管理と狩猟の適正化>（測定指標3，6，7，8） ・平成26年の鳥獣保護管理法の改正により創設された指定管理鳥獣捕獲等事業等に基づき、ニホンジカ・イノシシの捕獲強化を進めてきたが、生息頭数の推定値は未だ高い水準にあることから測定指標7は達成できていないとした。引き続き捕獲強化を進めていく。 ・人の日常生活圏におけるクマによる人身被害の発生状況を踏まえ、令和7年4月に鳥獣保護管理法を改正し、人の日常生活圏に危険鳥獣（クマ、イノシシ）が出没した場合に、地域住民等の安全の確保の下で銃猟を可能とした。また、令和7年11月にクマ被害対策パッケージを、令和8年3月にクマ被害対策ロードマップを取りまとめ、クマによる被害防止対策を進めた。 ・狩猟免許所持者数は、令和5年度から令和7年度まで集計中のため測定不可。 ・都道府県当たりの専門的知見を有する職員については、環境省において、都道府県職員等向け研修会の開催等、増加に資する取組を実施した。測定指標6として定める当該職員の平均数については、目標とする数値には至らなかったため△とした。ただし、通常、都道府県職員は人事異動等があるにもかかわらず、前年度に近い水準が維持されていることから、専門的知見を有する職員自体は増加していることを意味するものと考えられるため、施策の効果はあるものと判断している。 ・都道府県が定めるクマの第二種特定鳥獣管理計画のうち、ゾーニング管理を考慮している計画数は、着実に増加していることから、測定指標3は達成したと判断した。 <国際希少野生動植物種の流通管理>（測定指標9） 令和7年11月から12月まで開催されたワシントン条約第20回締約国会議における改正附属書の採択を踏まえ、同条約附属書Ⅰ掲載種については国際希少野生動植物種に指定等するとともに、種の保存法第20条に基づく個体等の登録を適切に運用することで、国内における商業的な流通の管理を行った。代表的なものとして、象牙（全形牙）の個体等登録数は16,568本（2025年12月末時点）となっている。 <遺伝子組換え生物等及び侵略的な外来種への対策推進等による生物多様性等への影響防止>（測定指標4，9，10） ・カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え生物等の使用等の承認に当たっては、学識経験者の意見聴取会合を開催し、生物多様性影響の審査を実施している（令和7年度は24件承認）。また、遺伝子組換え生物等に関する国内外の情報収集やウェブサイト（J-BCH）による国民への情報提供、意見聴取を行っているほか、科学的知見の充実を図るための承認済み遺伝子組換えナタネに係る影響監視調査、未承認の遺伝子組換え生物等の疑いがある使用等事例について対応を行っている。さらに、ゲノム編集技術の利用により得られた生物のうちカルタヘナ法の規定に該当しないものの取扱いに係る通知（平成31年2月8日付け）を踏まえて関係省庁が定めた具体的な手続に基づき、当該生物に係る情報提供書等の受付と公表を実施した（令和7年度は8件公表）。また、令和7年度は、我が国における遺伝子組換え生物による生物多様性影響の発生件数は0件であり、現状値0件を維持している。 ・外来生物法に基づき、特定外来生物である162種類について飼養等の規制を行っている。特定外来生物防除等対策事業（交付金）を合計180事業に交付することで、責務規定を踏まえた地方公共団体の防除等を支援した。また、特に生物多様性保全上重要な地域を中心に防除事業を実施し、島嶼など限られた空間において完全排除に成功した事例や、絶滅危惧種の生息状況の回復が確認されている事例等、重要な生態系の保全や絶滅危惧種の保護上、一定の成果が出ている。特に奄美大島のマングースについては、令和6年9月に根絶を宣言し、その状態が維持されている。また、沖縄島北部地域においては、マングースの防除等により、ヤンバルクイナ等希少種の分布域拡大が確認されている。 ・特定外来生物等の国内への輸入状況に関する情報収集を行うとともに、全国の主要な空港及び港湾における監視モニタリングの実施等により、外来種の侵入の早期発見・定着防止に努めている。また、得られた情報を踏まえ、特定外来生物等の指定や「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト（生態系被害防止外来種リスト）」の改定に向けた検討を行っている。 <ヒアリの定着地点数>（測定指標5） ・ヒアリは全国の港湾等における「定期的な調査」及び「確認地点における迅速な防除」を行うことで、定着を阻止するという目標を達成している。令和7年度についても、中国等のヒアリ生息地からの定期コンテナ航路を有する65港湾を対象に定期的に侵入状況の調査を行い、全ての港湾で防除ができています。 上記の内容を総合すると、現時点で評価不可能な指標（1，8）を除く8指標のうち、6指標（2，3，4，5，9，10）で目標を達成しており、達成割合は75%に上る。また、絶滅種ゼロの維持や外来種の根絶・定着阻止など不可逆的な成果が複数確認されている。一方、未達成・一部達成にとどまった指標（6，7）に係る分野においても、計画策定・人材育成等の基盤強化が着実に進展していることを踏まえ、全体として相当程度進捗ありと評価した。

22	【施策6目標6-1】 動物の愛護・管理	①目標超過 達成	返還・譲渡率は、目標のとおり増加傾向を維持している。 また、殺処分数は0.7万頭で、引き続き目標値の2万頭の半分以上となっていることから、目標を大幅に上回ったと判断した。
23	【施策6目標6-2】 自然資源の適切な利用	③相当程度 進展あり	測定指標 1 自然公園の年間利用者数の推移、測定指標 4 国民公園等年間利用者数、測定指標 5 国立公園訪日外国人利用者数及び測定指標 7 みちのく潮風トレイル踏破認定証の発行数（人）については目標を達成。（指標 1 については、R 実績値集計中のため、R6実績値にて判断） 測定指標 3 温泉の自噴湧出力については、令和 7 年度は集計中だが、令和 6 年度はおおむね前年度の水準を維持、測定指標 2 エコツーリズム推進法の規定に基づく全体構想の認定数及び測定指標 6 三陸復興国立公園（平成24年度までは陸中海岸国立公園）の利用者数については目標数値を下回っているものの、他の指標においては目標を上回って推移していることから、相当程度進展ありと判断。
24	【施策6目標6-3】 国際観光資源の整備	③相当程度 進展あり	測定指標 1：「国立公園訪日外国人利用者数」については、目標を達成。 測定指標 2：「滞在環境の上質化に取り組んだ国立公園の利用拠点数(累積)」については、目標を達成。 測定指標 3：「利用施設の多言語化」については、目標を達成。 測定指標 4：「ビジターセンター等機能強化」については、目標を達成。 測定指標 5：「国立公園一括情報サイトへの訪問回数」については、令和 8 年度までにコロナ前の水準に戻す目標を未達成。 測定指標 6：「国立公園における自然体験アクティビティガイドラインを満たす自然体験アクティビティ数」については、目標をほぼ達成。
25	【施策7目標7-1】 環境リスクの評価	③相当程度 進展あり	①化学物質環境実態調査の実施について、令和7年度は、化学物質対策に係る関係課室から要望のあった物質等を選定し、52の物質・媒体について調査を行ったが、目標値を下回っている。 ②環境リスク初期評価のための基礎情報の収集・検討作業を推進し、10の物質について環境リスク初期評価を取りまとめ、公表したが、目標値を下回っている。 ③化学物質の内分泌かく乱作用については、令和6年度に16の物質を選定し、目標を達成した。 ④化学物質の人へのばく露量モニタリング調査については、分析対象のPFASが12種類から35種類に増加したため、実績数が大幅に目標を上回った。 ⑤子どもの健康と環境に関する全国調査については、フォローアップ状況を示す指標である追跡率を高値で維持できており、また、化学物質の分析も進捗しており、目標を達成した。 ⑥スギ雄花花芽調査対象都道府県数については、令和15年度までに達成すべきとした、環境省における調査対象都道府県数について、令和6年度から目標を1県増やしたものの、令和7年度時点で目標を達成した。
26	【施策7目標7-2】 環境リスクの管理	③相当程度 進展あり	①化審法に基づくスクリーニング評価においては、毎年、全国推計排出量が10t超となった物質を対象に、生態毒性に関する有害性クラス付与又は見直しを行っている。令和7年度に有害性クラス付与等を行った物質数は197物質であり、スクリーニング評価対象が否かを区別しない場合、昨年度より有害性クラスを付与した物質は10物質増加している。 ②ヨコエビ試験法のOECDテストガイドライン化に向けて、OECD WNT（テストガイドラインプログラム各国調整官作業部会）及びVMG-eco（生態毒性試験妥当性管理グループ）に参加して各国と意見交換を行いながら、国内外の試験機関と協力して検証試験（バリデーション＝リングテスト）を実施し、検証レポートを作成するとともに、テストガイドライン（TG）案のブラッシュアップを行っており、TG化に向けての目標を達成している。また、鳥類への生態毒性評価手法として開発している卵内投与試験法について、国内外のリングテスト実施のためのSOPを整備・更新した。 ③PRTR制度については、事業者による化学物質の自主的な管理の改善の促進と環境汚染の未然防止に向けた集計・公表を着実に実施した。令和6排出年度分については、令和3年の政令改正による対象物質の変更が令和5排出年度分から適用されたことにより総届出排出量が改正前に比べて増加しているものの、継続して対象となっている物質の排出量は減少しており、事業者の自主的な管理の取組の促進及び検証のため、引き続き取り組みを継続していく必要がある。 ④近年はPRTR制度が既に普及していることや、化学物質管理に関する派遣・講演テーマのニーズが化管法の範疇外も増えてきていること等により、アドバイザーの派遣数が減少傾向にあるが、アドバイザー教育による対応分野の拡大や広報活動の推進等を行ってきたことで、令和7年度は、令和6年度実績を踏まえた目標には届かなかったものの令和5年度までと比較すると増加しており、取組の効果が一定程度現れている。今後はこのような取り組みをさらに推進し、目標達成を目指す。
27	【施策7目標7-3】 国際協調による取組	②目標達成	①POPs条約の有効性評価に資するため、モニタリング調査を実施している。令和7年度は、今までの調査結果等をふまえて、POPs条約対象物質及び候補物質の中から11物質（群）を選定して調査を行い、目標値を達成した。 ②水銀対策について、MOYAIイニシアティブに基づき、日本の技術や経験を活かした国際展開業務を実施しており、令和7年度も新たな協力プロジェクトを形成・支援した。 ③化審法、化管法等においてリスクが懸念されている物質について、GHS（Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals；化学品の分類及び表示に関する世界調和システム）に基づく環境危険有害性の分類を着実に実施し、目標を達成した。
28	【施策7目標7-4】 国内における毒ガス弾等対策	②目標達成	①地権者からの要望に基づき、環境調査等を4件を実施した。 ②茨城県神栖市における緊急措置事業については、139名の医療手帳交付者に対して適切に事業を実施した。
29	【施策8目標8-1】 公害健康被害対策（補償・予防）	③相当程度 進展あり	1 公害健康被害予防事業については、（独）環境再生保全機構の第五期中期目標及び第五期中期計画に基づき、ぜん息等の患者、地域住民のニーズを的確に把握し、効果的かつ効率的な業務を行っている。参加者へのアンケート調査の回答者のうち80%以上の者から満足が得られることを目標としており、令和7年度においても目標を達成した。 2 公健法第46条に基づき各地方公共団体が行う公害保健福祉事業については、当該事業に参加した者の延べ人数が被認定者に占める割合が80%を超える目標を設定した。しかし、被認定者の高齢化等により参加型のプログラムへの参加が難しくなっている側面等もあり、令和7年度は目標に達しなかったものの、前年度よりも参加割合は高くなった。 3・4 環境保健サーベイランス調査は、中公審答申及び公健法改正時の附帯決議に基づき、地域人口集団の健康状態と大気汚染との関係を毎年継続的に観察し、その結果、大気汚染との関係が認められる場合には、必要な措置を講ずることを目的として実施しているものである。調査対象者数及び調査対象者の同意率は、本調査の信頼性が確保できる数値を設定しており、令和5年度調査（令和7年度公表）においては、3歳児調査及び6歳児調査の両方で目標を達成した。 5 公健法の被認定者への公正な補償給付を着実に支給した。
30	【施策8目標8-2】 水俣病対策	②目標達成	①「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の救済処置の方針」（平成22年4月閣議決定）等に基づき、あたう限りの救済に向けて最大限の努力を行っているところ、療養費の支給については滞りなく着実に行われている。 ②「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」に基づき、水俣病に関する総合的研究を実施しているところ、毎年度質の高い研究を実施して成果を積み重ねている。
31	【施策8目標8-3】 石綿健康被害救済対策	②目標達成	①石綿健康被害の迅速な救済を図るため、認定・不認定の決定までの平均処理日数の目標を平成26年度以降120日に設定し、令和元年度まではこれを達成していたが、新型コロナウイルスの影響により医学的判定に係る審議を一時期中断したこと等により、令和2年度から令和4年度は目標を達成できなかった。このような状況を受け、平時・緊急時を問わず医学的判定の審議が継続できるよう令和4年度から石綿健康被害判定業務ICT化システムを導入した。これらの取組により、石綿法に基づき、令和6年度末までに20,370件（令和5年度末：19,181件）が認定され、被害者及び遺族の救済は着実に進んでいる。一方で、同システムの利用は令和7年3月末で終了したことから、引き続き審議の効率化に取り組む必要があるため、申請から認定・不認定決定までの平均処理日数は前年度と同じ131日としていたところ、令和6年度末までに新型コロナウイルスの際の影響を改善し、令和7年度も着実に取り組んだところ、87日（速報値）とすることができた。 ②石綿ばく露による健康被害の可能性がある方について、健康管理の在り方を検討するため、読影精度確保等調査を実施。参加自治体の既存検診における石綿関連所見の読影精度を把握する観点から、胸部CT検査で石綿関連所見が検出されたうち胸部エックス線でも検出できた割合（感度）について、令和3年度～令和5年度の平均値（69%）から70%に改善した。1次読影実施機関向けに、石綿関連病変の症例集をフィードバックすることにより改善に努めた。
32	【施策8目標8-4】 環境保健に関する調査研究	③相当程度 進展あり	測定指標 1：「高齢者における予防行動を行っている・心掛けている者の割合」は前年度の89.7%から99.7%と10%上昇し、100%に近い割合となった。 測定指標 2：「普及啓発の強化、気候変動適応法に基づく施策の実施等、R6年度（改正法の全面施行）時点と比較し、一層の熱中症対策を行う地方自治体の割合」は68.8%と目標の50%を超える割合となった。 測定指標 3：熱中症死亡者数については、1,000人以下を目標としていたが、達成できなかった。
33	【施策9目標9-1】 経済のグリーン化の推進	③相当程度 進展あり	・測定指標 1 令和6年度における環境産業の市場規模は約136兆円となり、前年度より4.6%増加となり、目標を達成した。 ・測定指標 2 令和6年度における環境産業の雇用規模は、約296万人となり、前年度より1.4%増加となり、目標を達成した。 ・測定指標 3 地方公共団体が組織的にグリーン購入を実施している取組率は、令和7年度で53.2%となっており、前年度より1.8%減少している。 ・測定指標 4 特定調達品目における循環性基準の導入等の検討実施率は、令和7年度で73.5%となっており、前年度より11.0%増加となり、目標を達成した。 ・測定指標 5 国等における環境配慮契約実績は令和6年度で83.5%となっており、前年度より0.6%増加している。 ・測定指標 6 電力契約で仕様書に再エネ比率を60%以上と記載した件数の割合は令和7年度で45.0%となっており、前年度より24.4%増加している。 ・測定指標 7 エコアクション21登録事業者数については、中小企業向けEA21ガイドラインの策定や、地域金融機関との連携・研修プログラムの実施などの普及促進施策により、中小企業の環境マネジメント導入が進んでいるが、令和7年度末の登録事業者数は7,527件（前年度末比25件減）となった。 ・測定指標 8 国内のグリーンボンド及びグリーンローンの発行件数は、令和7年度で458件となっており、前年度より22件減少した。 ・測定指標 9 国内のSLB及びSLLの発行件数は、令和7年度で629件となっており、前年度より482件減少している。 以上のとおり、目標を達成、又はおおむね取組が進んでいる指標があることから、相当程度進展があると判断した。
34	【施策9目標9-2】 環境パートナーシップの形成	③相当程度 進展あり	環境問題の解決に向けた協働取組の推進については、全体でみると前年度からやや減少したが、増加している地域や軽微な問合せだけではなく、パートナーシップ構築に資する内容の相談件数も多く、目標への貢献ができてしていると判断した。
35	【施策9目標9-3】 環境教育・環境学習の推進	②目標達成	・教職員等環境教育・学習推進リーダー養成研修については、学校関係者への新たな周知・広報先を開拓したこと等により、目標を大幅に達成した。 ・ESD活動支援センターの相談対応件数については、対前年度比1.1倍強の増となり、目標を達成した。 ・新たに3つのRCE（モンゴル、上海（中国）、東ジャワ（インドネシア））が認定されたことから、目標を達成した。

36	【施策9目標9-4】 環境基本計画の効果的实施	④進展が 大 き く ない	・環境白書を取りまとめ、国会に提出し、国民に向けて発行するとともに環境省Webサイト上で公表した。また、環境白書を抜粋、英訳した英語版白書作成し、環境省Webサイト上で公表した。令和7年度のアクセス数は前年度と比較して大幅に減少した。 ・環境産業の市場規模等を調査・推計し、その結果を報告書にまとめて環境省Webサイト上で公表したほか、環境白書内にも記載し公表した。令和7年度は発表時のプレスリリースへのアクセス数が減り、合計として当初見込んだ目標値にこそ届かなかったものの、報告書（概要版及び詳細版）のアクセス数は令和6年度の3倍程度増加している。 ・令和6年5月に閣議決定された第六次環境基本計画の点検等に関する議論等のため、令和7年度は中央環境審議会総合政策部会を2回開催したり、中央環境審議会部会のうち循環型社会部会や環境保健部会において第六次環境基本計画の点検の進め方が検討されたりするなど、着実に意見交換を実施し、効果的な点検手法に関する検討を進めた。 ・見積りの方針の調整を行い、その結果を環境保全経費として取りまとめ、国会等へ説明した。また、環境白書内に記載し公表した。
37	【施策9目標9-5】 環境アセスメント制度の適切な 運用と改善	③相当程度 進展あり	測定指標1〜4：環境保全上の適切な配慮の確保に資することができた。測定指標として設定した環境影響評価法に基づく手続の実施累積件数、環境大臣意見の提出累積回数は、着実に積み上げられており、適切な制度運用がなされていることが確認された。 測定指標4：工作物の建替事業に係る環境影響評価手続を見直し、環境影響評価図書を制度的に継続公開できること等とする改正環境影響評価法が成立し、図書公開制度については令和8年度から施行された。
38	【施策9目標9-6】 環境問題に関する調査・研究・ 技術開発	③相当程度 進展あり	・環境研究総合推進費事業において目標値を達成しなかった。 ・イノベーション創出のための環境スタートアップ研究開発支援事業において目標値を達成した。 ・イノベーション創出のための環境スタートアップ研究開発支援事業は測定指標において目標値を達成しており、環境研究総合推進費事業は、目標値が達成されなかったが、今回の結果を踏まえて、中間評価をより強化し、適切なフィードバックを行う予定としており、現行の取組を継続した場合、相当な期間を要さずに目標達成が可能であると考えられる。
39	【施策9目標9-7】 環境情報の整備と提供・広報の 充実	③相当程度 進展あり	測定指標1：環境省ホームページへのアクセス数は目標値を大幅に超過した。 測定指標2：環境省公式Xの投稿回数は、目標を下回った。 測定指標3：研修計画通りに研修が実施できた。
40	【施策10目標10-1】 地域の脱炭素化の推進	③相当程度 進展あり	・下記推進状況調査によると、ゼロカーボンシティの表明を行った地方公共団体における区域施策編の策定率については、令和7年10月1日時点で86.9%となっており、昨年度と比較し策定率が増加している。また、地方公共団体における事務事業編の策定率については、令和7年10月1日時点で95.9%となっており、令和7年度の目標値を達成している。今後は各地方公共団体において、計画の策定にとどまらず、具体的な脱炭素施策の実行に移していくことが重要であり、引き続き、今後計画を策定予定の地方公共団体に向けて地方公共団体実行計画策定・管理等支援システム（LAPSS）等を提供すると同時に、公共施設への太陽光発電の導入支援等により計画実行を後押しする。脱炭素先行地域については、2025年度（令和7年度）までに少なくとも100か所以上選定するとしていたところ、令和7年度においては2月に第7回として12地域選定し、これまでに合計で102地域を選定したことから、目標値を達成している。避難施設となる公共施設等への再生可能エネルギー設備の導入については、令和7年度までで1,215か所に導入しており、「災害・停電時に機能発揮を可能とした避難施設・防災拠点の箇所数」を令和7年度までに1000箇所とする中期の目標値を達成している。脱炭素化支援機構の実投融資については、令和32年度の目標額に向けて、着実に支援決定数・実投融資額を伸ばしている。
41	【施策10目標10-2】 地域循環共生圏づくりの推進	②目標達成	測定指標1における年度目標を達成している。
42	【施策11目標11-1】 放射性物質により汚染された廃 棄物の処理	③相当程度 進展あり	福島県内の汚染廃棄物対策地域内において、国による対策地域内廃棄物の収集、運搬、保管及び処分を実施する必要がないと認められる場合、同地域の指定が解除されることとなる。これまで1市において同地域の指定が解除され、残る10市町村においても家屋の解体工事が概ね完了しているなど、対策地域内廃棄物の処理を着実に進めている。また、福島県内の指定廃棄物については、仮置場の確保、仮設焼却施設の整備及び同施設における処理、埋立処分施設への搬入等が進んでいる。 対策地域内における解体件数は、令和8年3月末時点で18,725件である。可燃物を減容化処理するために必要な仮設焼却施設が9市町村（12施設）で設置され、令和8年3月末時点で、9施設が処理を完了、3施設が稼働中である。 平成29年11月には既存の管理型処分場への県内の指定廃棄物及び対策地域内廃棄物の搬入が開始され、令和7年度においても測定指標2の目標を超える量の埋立処分を実施していることから③相当程度進展ありと判断した。 なお、福島県以外の県においては、各都県それぞれの状況を踏まえた対応を進めている。宮城県においては、8,000ベクレル/kg以下の汚染廃棄物の焼却等による処理を優先的に推進しており、令和8年3月末時点で、黒川圏域では汚染廃棄物の処理が終了し、石巻圏域及び仙南圏域では本焼却が終了しているほか、大崎圏域において焼却を実施中である。また、栃木県においては指定廃棄物の保管農家の負担軽減のため、市町単位での暫定集約に取り組んでおり、これまでに那須塩原市、日光市、大田原市、矢板市において暫定保管場所への集約が完了し、那須町においても概ね完了するなど、関係市町において取組が進められている。
43	【施策11目標11-2】 放射性物質汚染対処特措法に基 づく除染等の措置等	③相当程度 進展あり	○除染に伴い発生した土壌等を保管中の仮置場等について、中間貯蔵施設への輸送等に伴い、令和8年3月末時点で、除染特別地域においては10か所、福島県内の汚染状況重点調査地域においては令和8年3月末時点で0か所となった。 保管物の搬出を終えた仮置場については、平成30年3月に公表した仮置場等の原状回復に係るガイドラインに沿って、順次原状回復工事等を実施している。除染特別地域においては令和8年3月末時点で278か所、福島県内の汚染状況重点調査地域では令和8年3月末時点で1,035か所の仮置場の原状回復が終了し、返地が着実に進んでいる。 ○令和7年3月に策定した除去土壌の埋立処分基準やガイドライン等に基づき、福島県外において発生した除去土壌の埋立処分等を進めているところである。令和8年3月末時点で、2県2市村（2,298㎡）において処分が実施された。 ○「令和7年度の中間貯蔵施設事業の方針」を公表し、これに沿って事業を行っているところ。 方針の中で、輸送については「特定帰還居住区域等で発生した除去土壌等の搬入を進める」という定性的な目標を立てている。令和7年度は、約21万m3の除去土壌等を中間貯蔵施設に搬入した。また、令和8年3月末までに、累計で約1,430万㎡の除去土壌等を搬入した。施設の整備に必要な用地取得については、累計で約1,331haの用地を取得した。これら中間貯蔵施設事業について、順調に進捗している。 県外最終処分の実現に向けては、復興再生土の利用等による最終処分量の低減方策、風評影響対策等の施策について、政府一体となって推進するため、福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた再生利用等推進会議を令和6年12月に設置した。同会議においては、令和7年5月に「福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた再生利用等の推進に関する基本方針」を決定し、令和7年8月には、当面5年程度で主として取り組むことを取りまとめた「福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた復興再生利用等の推進に関するロードマップ」を決定した。本ロードマップ等に基づき、総理大臣官邸や霞が関の中央官庁の花壇等9か所で復興再生利用の施工を実施した。また、復興再生利用や県外最終処分については、令和7年9月に設置した有識者会議において専門的知見を活用し、技術的な検討を行っているところ。 これらを勘案し、③相当程度進展ありと判断した。
44	【施策11目標11-3】 特定復興再生拠点等の整備	③相当程度 進展あり	特定復興再生拠点については、令和5年度までに双葉町、大熊町、浪江町、富岡町、飯館村、葛尾村の6町村全ての認定区域について避難指示解除がなされた。なお、特定復興再生拠点区域における解体工事については、令和6年度に飯館村、葛尾村で解体工事が完了し、残り4町においても概ね完了しているなど、着実に取組を進めているところ。 特定帰還居住区域については、令和8年3月までに、大熊町、双葉町、浪江町、富岡町、南相馬市及び葛尾村の6市町村における「特定帰還居住区域復興再生計画」が認定されており、令和8年3月末までに大熊町、双葉町、浪江町及び富岡町において、除染や家屋等の解体を実施しているところ。南相馬市及び葛尾村においても除染や家屋等の解体に向けた準備を進めているところ。2020年代をかけて帰還意向のある住民が帰還できるよう、内閣総理大臣に認定された各市町の特定帰還居住区域復興再生計画に沿って、引き続き、避難指示解除に必要な除染や廃棄物の処理事業に取り組む。 令和7年度末までに特定帰還居住区域のうち、651haの除染を完了し、198件の家屋等の解体を完了しており、同区域内で事業が着実に進んでいることを勘案し、③相当程度進展ありと判断した。
45	【施策11目標11-4】 放射線に係る一般住民の健康管 理・健康不安対策	③相当程度 進展あり	指定指標1 有識者による研究成果および次年度の研究計画の評価を踏まえ、令和7年度は18件の調査研究を採択した。 指定指標2 受講者満足度は99%となり、目標値（80%以上）を達成した。受講者のニーズに即した研修会及び専門家派遣が実施され、事業は効果的・効率的に実施されたものと判断される。 指定指標3 受講者満足度は97%となり、目標値（80%以上）を大きく上回った。住民セミナー及び車座意見交換会を通じて、地域住民の放射線に対する健康不安等にきめ細かく対応するリスクコミュニケーションを実施できており、事業は効果的・効率的に実施されたものと判断される。 指定指標4 福島第一原発事故に起因する放射線による健康影響について「起こる可能性が高い」と思っている人の割合を令和7年度に20%以下にすることを目標としており、本年度の調査結果は、昨年度と比較してほぼ同等の38.8%だった。一方、「起こる可能性が極めて低い」と回答した人の割合は5年間で一貫して増加しており、事業開始した令和3年に比べて約2倍の22.6%であったことから目標の達成には至らなかったものの、放射線による健康影響に関する理解の促進については一定の進展がみられた。 指定指標5 「県民健康調査」の円滑な実施のために、甲状腺検査者の技能維持及び新たな人材育成、心のサポート体制の強化のほか、放射線の健康影響に関する研究調査事業やリスクコミュニケーション事業等の実施により、目標を達成した。